

平成30年度 事業計画

☆ 事 業 方 針

超高齢化社会を迎え、地域社会の機能や世帯構造が変化する中で、社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得者の問題、虐待や悪徳商法など権利擁護の問題、異常気象による災害時の対応など地域における様々な生活課題が益々深刻化しております。社会福祉協議会は地域福祉の推進役として、生活上の種々の困難への対応や住民主体の地域活動への支援などが求められています。

昨年からスタートした「第4期地域福祉実践ぶらん」では、“このまちで暮らしていく「他人事を我が事に、なかふ丸ごと」みんなでつながる地域づくり”を基本理念に掲げております。様々な生活環境の中で、町民が福祉に対する理解と、地域活動への参加を促し、支えあい、助け合う共助の仕組みづくりを地域住民や福祉関係団体と連携・協力を得ながら推進してまいります。

また、包括的な支援体制づくりに向けて地域包括支援センターとの連携強化を図るために生活支援体制整備事業を実施し、地域における生活課題・福祉課題解決にむけて取り組んでまいります。

☆ 基 本 計 画

1. 会務の運営

- 1) 理事会 5回（4月・5月・9月・12月・3月）

本会の事業並びに運営等に関し、適正かつ効果的な推進を図るための各事業の方針・計画を策定し、執行する。

- 2) 評議員会 2回（定期 6月・3月）

- 3) 監査 4回（5月・7月・10月・1月）

- 4) 総務企画部会 2回（6月・10月）

- 5) 関係諸会議・研修会

役職員の資質向上を目的とする研修会等への参加。

2. 財政基盤の確保

- 1) 一般会費の確保

各区会に一般会費の適正納入を依頼する。また、会員加入率の低い区会には積極的に訪問等を実施して、会費納入の増加を図る。

2) 特別・賛助会費の確保

特別会費の協力を広く町民に呼びかけるとともに、各事業所を戸別に訪問し賛助会費の協力を依頼し、会費納入の拡大に努める。

3) 補助金・委託料・寄付金・配分金の確保

町・道共募等からの補助金・委託料・配分金の適正確保に努める。

4) 福祉基金・積立金の確保

社協運営の安定を図るための適正な積立金の確保と管理運用に努める。

3. 地域福祉の推進

1) 第4期地域福祉実践ぷらんの推進

町の地域福祉計画と連携し、第4期地域福祉実践ぷらんの着実な実践に努める。

2) 広報活動の推進

「社協だより」年2回の発行並びにお知らせ用チラシを作成して全戸配布を行うとともにホームページを更新して、町民に対して社協活動の啓発に努める。

3) 町社会福祉大会の開催

功労者に対する表彰及び社会福祉についての研究。

4) 共同募金委員会との連携

共同募金・歳末たすけあい運動を町民に対し積極的に働きかけ、募金活動の啓発と推進に協力する。

5) サロン事業の推進

高齢者の方が気軽に集い、地域に住む方々との仲間づくりを促進するため、事業実施への支援を行う。

6) ふまねっと運動の普及推進

月2回の運動教室を実施し、また地域に出向き老人会・団体等にふまねっと運動が普及するよう努める。

7) 行事用テントの貸出

各種行事・イベントに行事用テントを貸出しする。

4. 在宅福祉事業の推進

1) 会食サービス事業

(町委託事業)

日常生活に支障のある、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、月1回(第4火曜日)演芸鑑賞や軽い体操などで交流を図り、社協役員・民生委員・登録ヘルパー・食生活改善協議会の協力を頂き、会食の場を提供し、食生活の改善を図る。

601千円

- 2) 除雪サービス事業 (町委託事業)
おおむね 65 歳以上で近くに身寄りがなく冬期間の除雪が困難な健康に優れないひとり暮らし及び高齢者世帯または特に病弱とみなされる家庭に人員を派遣し、生活通路の確保を行う。 737 千円
- 3) 配食サービス事業 (町委託事業)
おおむね 65 歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯等で、調理が困難な家庭にデイサービスセンターなかまーるで調理した温かい変化のある昼食・夕食を、毎週 5 回（月～金）社協職員・ボランティアが配達し、健康状態及び安否の確認を行う。 9,929 千円
- 4) 移動支援事業 (町委託事業)
重度心身障害児(者)の 4 月から 11 月（月 3 回）の通所に対し、リフト付ワゴン車の送迎により療育の便宜を図る。 824 千円
- 5) 地域介護予防活動支援事業「開放型サロン」 (町受託事業)
住民誰もが気軽に寄り合え、お互いが生活の張りを持ち合えるような居場所作りを通して、地域での孤立予防や日頃の見守り・支え合い活動へと展開させていくことを目指して、高齢者同士又は世代を超えた地域住民の交流活動を行う。 184 千円
- 6) 移送サービス
病院へ入退院・施設等へ入退所する際、寝たきりの状態または歩行困難な方をリフト付きワゴン車で送迎する。原則として地域内外の片道所要時間が 1 時間 30 分の範囲内で、家族の付き添いが必要。
- 7) 福祉用品の貸出
車椅子・介護用ベットを短期間貸出し、介護負担の軽減を図る。
- 8) 敬老祝金の支給事業
数え 100 歳以上の方に、長寿のお祝いとして敬老祝金を支給する。

5. 介護予防・日常総合支援事業

- 1) 基準緩和型通所サービス事業 (町委託事業)
生活機能の低下がみられ、要支援状態となるおそれがある高齢者または要支援 1・2 と認定された方に対して、通所による運動器の機能向上及び介護予防の各種サービスを提供することにより、要介護状態となること及び閉じこもりの防止、認知症予防など地域における自立した日常生活を営むことができるよう支援する。 11,051 千円
- 2) 生活支援体制整備事業 (町委託事業)
地域における助け合いや高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築する。 7,766 千円

6. 介護保険事業の実施

1) 居宅介護支援事業

要介護認定で要介護1以上の認定をされた方の「ケアプラン」(介護サービス計画)の作成をする。

2) 通所介護事業・予防通所介護事業

デイサービスセンターなかまーるにおいて、日帰りで食事、入浴などの介護サービスや機能訓練を提供する。

7. ボランティア活動の推進

1) 福祉ボランティア活動の支援

個人・団体ボランティアの育成と、ボランティア活動について、積極的に支援を図る。

2) ボランティアセンター機能の充実

地域住民との情報共有化を目的とし、ボランティア情報の発信と収集の強化を図る。

8. 要援護者生活支援事業の推進

1) 社会福祉金庫の貸付

緊急生活資金として貸付を行い、一時的な生活安定を図る。

2) 生活福祉資金の貸付

低所得者・障害者世帯・高齢者世帯を対象に生活福祉資金の貸付を行うことにより生活の安定を図る。

3) 日常生活自立支援事業

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方を対象として、生活支援員が支援計画にそって福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝い、日常生活費の管理等を行います。

4) 歳末たすけあい募金の配分

低所得者世帯や子育て支援を要する世帯に歳末義援金を配分する。

9. 各種福祉団体等への活動支援

1) 福祉団体等活動の推進

社会福祉の増進を図るため、老人クラブ連合会・身障協会・手をつなぐ育成会・母子会の福祉団体および遺族会の事務局を運営し、育成と事業活動への支援を行う。

2) 福祉団体等への活動費助成

活動資金の援助が必要な団体に対し、活動費の助成を行う。